

八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業は、高齢者の集いの場を運営する団体を支援し、地域でのレクリエーション・趣味活動等を通じ、高齢者の生きがいを高めることで、孤独感や引きこもりの解消等、地域社会における健康でいきいきとした生活の実現を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業におけるサロンの名称は、子育てサロン等と区別するため、「高齢者サロン」とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、八王子市とする。ただし、効果的に事業を実施するため、事業の全部又は一部を事業者等へ委託することができる。

(事業の対象者)

第4条 この事業の対象となる利用者は、会場の周辺地区に居住する高齢者をはじめ、誰もが利用することができるものとする。

(支援対象とする事業内容)

第5条 この事業の対象となるサロン活動内容は、次に掲げる活動とする。

- (1) レクリエーション・趣味活動等
- (2) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動
- (3) 地域での介護予防に取り組む活動

(支援対象とする団体)

第6条 高齢者サロンの対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 法人格を持たない非営利の団体(ただし、法人町会・自治会については対象とする)であること。
- (2) 会則等を設定し、団体の活動目的を明示している団体であること。
- (3) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、高齢者に対する支援を継続的に実施する団体であること。
- (4) スタッフに複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含んでいること。
- (5) 近隣住民(町会・自治会等)理解を得ていること。
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 市内に活動拠点があること。

(実施場所)

第7条 高齢者サロンは、次に掲げる条件を満たし、継続的に実施可能な場所で活動することとする。

- (1) 地域住民が気軽に出かけることができる町会・自治会館や集合所、市民センター及びこれに準ずる場所
- (2) おおむね10名以上の利用者が、一度に利用しても支障が出ない程度以上の広さが確保されている場所
- (3) 建築基準法・地区計画(八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例)に抵触していない場所

(運営時間)

第8条 高齢者サロンは、利用者のニーズ等を配慮し、運営時間について設定することができる。なお、1日の運営時間は、原則90分以上とする。

(スタッフの配慮)

第9条 高齢者サロンは、原則2名以上のスタッフを配置し、運営するものとする。ただし、実施に支障がないときは、スタッフ1名で運営することもできる。

(参加費等の徴収)

第10条 高齢者サロンは、参加費・食事代などについて、会場費や材料費等を考慮し、営利目的とならない範囲の実費担当分として、任意で定めることができる。

(守秘義務)

第11条 高齢者サロンのスタッフは、利用者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。